

議員間自由討議に関する条文例

* 栗山町議会基本条例(平18.5.18公布・施行)

(自由討議による合意形成)第9条 議会は、議員による討論の場であることを十分に認識し、議長は、町長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の自由討議を中心に運営しなければならない。 / 2 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、町長提出議案及び町民提案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。 / 3 議員は、前2項による議員相互間の自由討議を拡大するため、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。

• 類似条文：伊賀市議会基本条例(平19.2.28公布・施行)第5章 自由討議の保障(議会の合意形成)第11条

* 京丹後市議会基本条例(平19.12.22公布・平20.4.1施行 / 平21.6.29改正)

(討論による合意形成)第10条 議会は、議員による討論の場であることを認識し、議員相互間の自由討議を中心とした運営に努めるものとする。 / 2 議会は、本会議及び委員会において、議員提出、委員会提出及び市長提出の議案並びに市長提案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間において十分な討論、議論を尽くして合意形成に努めるとともに、その経過及び結果について市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

* 流山市議会基本条例(平21.4.1施行 / 平25.2.27改正)

(自由討議の保障及び拡大)第16条 議会は、言論の府であることを十分認識し、議員相互間の自由討議を重視した運営に努めるものとする。 / 2 議会は、前項の議員相互間の自由討議を重視し、条例、意見等の議案提出を積極的に行えるよう努めるものとする。

* 亀岡市議会基本条例(平22.10.14公布・施行)

(議員間の自由討議)第14条 議員は、議会が自由な議論を行う場であることを認識しなければならない。 / 2 議員は、議会の運営及び議案等を審議又は審査において、議員相互の自由な討議により議論を尽くし、議会の意思を決定しなければならない。 / 3 議員は、議員相互の自由な討議により合意形成し、政策立案、政策提言等を積極的に行えるよう努めるものとする。

* 滝沢市議会基本条例(平25.12.13公布・平26.1.1施行)

(自由討議による合意形成)第17条 議会は、議員による討論の場であることを十分に認識し、本会議及び委員会において、議員提出案件、市長提出案件及び請願、陳情等に関し審議をし、結論を出す場合、議員相互の自由討議を中心に議論を尽くし、少数意見も尊重しながら合意形成に努め、市民に対する説明責任を十分に果たすものとする。 / 2 前項の場合において、市長等に対する本会議等への出席要請は必要最小限にとどめるものとする。 / 3 議員は、第1項の議員相互の自由討議を進め、政策提言、条例制定、意見等の議案提出に積極的に努めるものとする。

* 茨木市議会基本条例(平24.9.27公布・平25.1.31施行)

(議員間討議)第12条 議会は、その機能を最大限に発揮するため、委員会等において、多様な意見の反映及び合意形成に努めるよう議員間討議の時間を設けるものとする。

* 豊能町議会基本条例(平25.6.14公布・平26.7.1施行)

(自由討議による合意形成)第10条 議会は、議員による討論の場であることを十分認識し、議長は、町長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議、全員協議会等を充実させた議会を中心に運営するよう、心がけなければならない。 / 議会は、常任委員会、特別委員会等において、提出された議案に関して審査し、結論を出す場合は、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努め、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。 / 議員は、前2項の規定による議員相互間の自由討議を活用し、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。